

入札説明書

健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守

令和8年2月

奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課

入札説明書

奈良県が調達する物品の賃貸借・保守に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日

令和8年2月26日

2 競争入札に付する調達の内容

（1）入札物件名

健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守

（2）入札物件の数量及び特質

カラーデジタル複合機（乾式）（1台）

（3）契約期間

契約締結日～令和13年2月28日

（4）納入場所

奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎4階 健康推進課分室

（5）その他

詳細については、別紙「健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

契約条件については、別紙「健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守契約書（案）」を参考にしてください。

3 入札方法

（1）入札は、1か月あたりの「機器賃貸借料」と「保守メンテナンス料（平均印刷予定枚数×単価（カラー・モノクロ）」の合計金額で行います。

落札決定にあたっては、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、上記「保守メンテナンス料」とは、仕様に記載している平均印刷予定枚数にモノクロ及びカラー複写プリント1ページあたりの単価（小数点以下第二位まで記載）を乗じて算出した金額です。

（2）入札金額内訳書の提出

要します。

入札金額内訳書の合計金額と入札金額が一致しない場合、その他記入（入力）内容に整合性がとれない場合は入札が無効となります。

電子入札システムに金額入力の際に、入札金額内訳書（様式6）を添付してください。やむを得ず、添付の入札金額内訳書を用いることができない場合には、自社の見積書（PDF・Word・Excelのいずれかの形式）を入札金額内訳書として提出することができます。その場合は、入札金額内訳書で必須としている項目（「メーカー名・機種・型式」、「単価（税抜き）」、「賃借料月額（税抜き）」、「合計金額」など）は必ず記載してください。

（3）入札書の取消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、入札書錯誤無効届（様式7）を7の（1）で示す場所に6の（ケ）の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

（4）入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の13時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

（5）初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。

（6）再度（2回目）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約の手続に入ることがあります。その際、見積書（様式8）が必要となりますので、1部作成の上、指定する期日までに提出してください。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加有資格者で、営業種目B1オフィス用品に登録をしている者であること。
- （3）奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （4）本調達で示した調達物品の規格に合致した機器を確実に納入し得る者であって、かつ、当該機器に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。
- （5）電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

5 入札参加資格の確認審査等

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

6の（カ）で示す期日までに、以下（1）で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、以下（2）の書類を奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課難病・医療支援係（7の（1）で示す場所）に提出

しなければなりません。

(提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和8年3月13日(金)までに提出を行ってください。)

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書(様式1)を電子入札システムにて提出してください。

(2) 郵送又は持参による提出書類

下記ア～オの書類各1部を、奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課難病・医療支援係(7の(1)で示す場所)まで持参もしくは郵送すること。郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限の前17時までには必着のこと。また、封筒に「健康推進課分室デジタル複合機賃貸借・保守に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

ア 適合規格確認書(様式2) ※定価ベースの見積書を添付してください。

別紙仕様書に合致した調達物品であることを確認する書類

イ 納入(供給)証明書(様式3)

別紙仕様書に合致した調達物品を確実に納入できることを証明する書類

ウ 保守体制整備証明書(様式4)

別紙仕様書に合致した調達物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

エ 作業実施証明書(様式5)

上記アで示す適合規格確認を行った物品等について設置作業及び各種設定作業を確実にを行うことを証明する書類

オ 入札保証金免除関係書類

入札保証金については8で示すとおりとしますが、以下に該当し、上記ア～エの書類と併せて以下に記載の証明書類を提出した場合は免除します。

「公告日から過去5年間において、国又は地方公共団体と同種業務(複合機賃貸借・保守契約、又は複写サービス契約)の委託に関する同規模の金額の契約を締結し、誠実に履行したこと。」

この履行実績の証明については、①契約履行実績証明書(様式9)、②契約書の写し及び③履行実績が分かる書類(無い場合は履行完了したことの申出書)の提出が必要です。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨を令和8年3月19日(木)14時以降に電子入札システムにより通知します。

(4) その他

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書等は返却しません。

6 入札日程等

手続き等	期間・期日	場所・方法
(7) 入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開 「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm
(f) 入札説明会	実施しません。	—
(g) 現場説明会	実施しません。	—
(a) 仕様書等に関する質問	令和8年3月4日(水) 17時まで	電子入札システムへの入力
(h) 質問に関する回答	令和8年3月9日(月) 13時以降	電子入札システムによる回答
(b) 競争入札参加資格確認の申請書類提出	公告の日から 令和8年3月13日(金) 16時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除きます)	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力(競争入札参加資格確認の申請) ・書類の提出場所 奈良県福祉保険部医療政策局健康推進難病・医療支援係 (7の(1)で示す場所)
(c) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年3月19日(木) 14時以降	電子入札システムによる通知
(k) 入札書の提出	(i)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和8年3月25日(水) 12時まで (※注)	電子入札システムへの入力
(e) 開札	令和8年3月25日(水) 13時から	電子入札システムによる開札

(※注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の8時から22時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

7 問い合わせ先等

(1) 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉保険部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係

電話番号 0570-087-555

(平日：8時30分から17時15分まで(12時から13時までを除く。))

(2) 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

(平日：9時から17時30分まで(12時から13時までを除く。))

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

8 入札保証金

入札保証金は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条に定めるところによります。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札
- (2) この入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」という。)等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札
- (8) 内訳書を求めている場合に、入札書と内訳書に不整合がある入札
- (9) その他、入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、3の(6)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札(2回目)の開札で落札者がいない時は、再度入札(2回目)で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

11 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

12 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者によ

る負担とします。

- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

したがって、13で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付する必要があります。契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までにそれを証明する書類を提出して下さい。

- (3) この契約は、長期継続契約として締結するもので、契約書に「予算の減額又は削除に係る契約解除等」の条項が入ります。

- (4) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の作成を要します

13 契約保証金

契約の相手方は、契約金額（機器賃貸借料と保守メンテナンス料（平均印刷予定枚数に契約単価を乗じた額）の合計金額に契約物件台数及び契約月数を乗じて得た額）の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書の規定に該当する場合（下記（1）又は（2）に該当する場合は、免除します。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
(2) 過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。履行実績の証明については、契約履行実績証明書（様式9）及び契約書の写し（契約相手方による実績を証する書類でも可）の提出が必要です。なお、遅滞なく契約締結を行えるよう、書類の準備をしておいてください。

14 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
(2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 ((6) に該当する場合を除きます。) において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

15 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

16 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。

(3) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。

(4) 借入物品の搬入、設置、調整、保守及び撤去等の一切の費用は契約業者の負担とし、見積金額に含めるものとします。

(5) この調達の発注課及び請求書提出先は次のとおりです。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 福祉保険部 医療政策局 健康推進課 難病・医療支援係

(6) 設置、設定及び配線等を行った機器等が完全に作動することを確認の上、引き渡してください。

(7) 調達物品納入設置後の検査等については、必要要員を確保し、検査等の立会、操作方法等の説明を要します。

(8) 契約終了後の機器についてはすべて落札者に返還するものとします。したがって、固定資産税や廃棄物処分料(運搬料)等は落札者による負担とします。

(9) その他詳細については、仕様書のとおりです。